

## 景気情勢を反映。赤字企業拡大！（国税庁）

国税庁が毎年発表している「会社標本調査(平成20年度)」の結果が発表されました。これは、昭和26年から毎年継続して実施されており、今回が59回目になるもので、税制改正や税務行政運営等の基礎資料とするために行われているものです。

この中で、注目されるのはやはり、前年よりも大きく欠損法人(赤字法人)が増えていることにあります。調査データが平成20年度ということ考えると直近の実態では、恐らくもっと深刻な状況になっていることが予測されます。

区 分	法 人 数			欠損法人 割 合 (A) / (B) %
	利益計上法人 社	欠損法人 (A) 社	合 計 (B) 社	
平成10年分	820,302	1,688,550	2,508,852	67.3
11	760,187	1,767,037	2,527,224	69.9
12	802,434	1,734,444	2,536,878	68.4
13	806,867	1,742,136	2,549,003	68.3
14	792,626	1,757,461	2,550,087	68.9
15	813,184	1,737,382	2,550,566	68.1
16	846,630	1,722,023	2,568,653	67.0
17	849,530	1,730,981	2,580,511	67.1
18	867,347	1,719,021	2,586,368	66.5
平成18年度分	871,241	1,715,343	2,586,584	66.3
19	852,627	1,735,457	2,588,084	67.1
20	740,533	1,856,575	2,597,108	71.5
(構成比)	(28.5)	(71.5)	(100.0)	

一方、平成20年度の法人数は、260万3,365社で、前年度よりも9,151社増加しており、新規に法人設立されるケースは増えているようです。

区 分	1,000万円 未 満	1,000万円以上 1億円未 満	1億円以上 10億円未 満	10億円以上	合 計	伸 び 率
	社	社	社	社		
平成15年分	1,393,557	1,120,107	32,175	7,296	2,553,135	0.1
16	1,418,157	1,114,917	31,759	7,255	2,572,088	0.7
17	1,433,125	1,112,546	32,212	7,150	2,585,033	0.5
18	1,450,005	1,101,999	32,655	7,255	2,591,914	0.3
平成18年度分	1,449,591	1,102,245	33,301	7,210	2,592,347	-
19	1,453,189	1,101,107	32,519	7,399	2,594,214	0.1
20	1,500,226	1,063,472	32,255	7,412	2,603,365	0.4



## CONTENTS

景気情勢を反映、  
**赤字企業拡大！** …… P.1  
**公示地価が2年連続下落** …… P.1  
**消費税申告書にも  
 翌年以降送付不要欄創設** …… P.2  
**中小企業倒産防止  
 共済制度の活用** …… P.3  
**消費税のしくみを  
 勉強してみましよう** …… P.3  
**人材採用関連助成金  
 のご案内** …… P.4  
**経営分析で  
 自社の経営力をみる** …… P.5  
**4月度の税務スケジュール** …… P.5  
**今月の名言録** …… P.6  
**編集後記** …… P.6

## 「公示地価」2年連続下落 4.6%、商業地下げ目立つ！

国土交通省が18日発表した2010年1月1日時点の公示地価は全国平均(全用途)で前年比4.6%下落し、2年連続で前年を下回りました。08年秋からの世界同時不況の影響が全国に広がり、下落率は前年の3.5%から拡大。地価が上昇した地点は全国2万7,410地点のうち愛知、静岡両県の7地点だけで、1970年の調査開始以来、最少です。

10年の公示地価は全国の住宅地が前年比4.2%、商業地が同6.1%下落するなど、商業地の落ち込みが著しい状況です。中でも下落率が高い10地点のうち9地点は新橋や銀座など東京都心の商業地です。住宅地は83年の水準となる一方、商業地は調査開始以来最低で、これまでのピークだった91年の3割以下にまで落ち込んでいます。

前年と比較ができる全国2万7,410地点の中で、上昇したのは名古屋市緑区の5地点と静岡県長泉町の2地点留まりでした。緑区は地下鉄桜通線が11年3月に延伸する予定。長泉町は健康関連産業の集積を目指した街づくりが奏功し、人口が増加するなど上昇要因となっています。

(表1) 2010年公示地価の変動率(1月1日時点、前年比%)

	住宅地	商業地	全用途
全国平均	4.2	6.1	4.6
3大都市圏	4.5	7.1	5.0
東京圏	4.9	7.3	5.4
東京都	6.2	9.0	7.0
大阪圏	4.8	7.4	5.3
名古屋圏	2.5	6.1	3.3
地方圏	3.8	5.3	4.2

地域別では東京、名古屋、大阪の三大都市圏が大きく下落しましたが、商業地で比較すると、地方圏が前年比5.3%下落したのに対し、三大都市圏は7.1%の下落でした。

三大都市圏は06年から08年までいったん上昇に転じた一方、地方圏は18年連続で下落しました。

09年7月1日時点の地価を調べた都道府県調査の結果と比較できる地点でみると、09年の前半から後半で下げ幅がやや鈍化しました。三大都市圏の商業地で前半は4.4%で、後半は3.1%に縮小。住宅地も前半の2.9%から後半の2.0%に下落幅が縮小しています。前年と比較すると、各都道府県が下落幅が拡大する中、愛知県だけが3.5%から3.3%と下落幅がやや縮小しました。

## 名古屋圏は落ち着きを取り戻すか

名古屋圏全体では、住宅地がマイナス2.5%となり、圏域別の住宅地、商業地のなかで唯一、前年よりも下落率が縮小しました。商業地はマイナス6.1%で、こちらは前年よりやや悪化しています。

前年は名古屋市内の商業地が全国の下落率ワースト10のうち9地点を占めるなど、地域経済の悪化が国内で突出した感もありましたが、今年はいずれもワースト10圏外になっています。

ただし、名古屋市中区では依然として20.0%以上の下落を示した地点も多く、これからどうなるのか先行き不透明感が残されています。

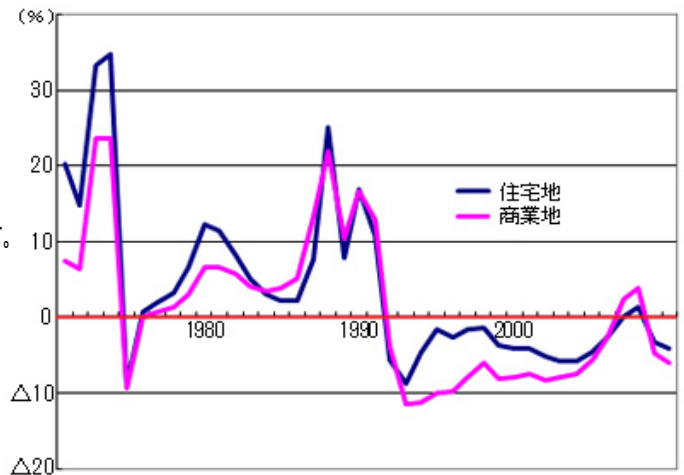
住宅地では10.0%の下落地点が一つあったものの、他はすべて1ケタの下落に留まりました。

一方で、全国にわずか7地点しかなかった上昇地点の内、5地点(商業地1、住宅地4)を名古屋市緑区が占めています。

これは地下鉄の延伸計画によるものようで、これまではあまり交通の便が良いとはいえなかった、名古屋市南東部地域での需要増を期待しての動きでしょう。

また、東京圏と同じように名古屋市および尾張地域、西三河地域の半数を超える市で、住宅地、商業地とも前年より下落率が縮小しています。地価の下落が続いているとはいえ、名古屋圏全体では比較的落ち着きを取り戻しつつあるようです。

(表2) 公示地価の変動率推移 (全国平均:1971年~2010年)



### 【公示地価とは】

公示地価とは、地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づき、国土交通省による土地鑑定委員会が毎年1回公示する標準地の価格(1月1日時点)で、公共事業用地の取得価格算定の基準とされるほか、一般の土地取引価格に対する指標となることを目的としています。

公示地価ではその土地本来の価値を評価するため、現存する建物などの形態に関わらず、対象土地の効用が最高度に発揮できる建物などを想定したうえでの評価が行なわれることになっています。ちなみに、今年の公示地価評価を行なった不動産鑑定士は2,808人です。

## 消費税確定申告書にも「翌年以降送付不要」欄を創設

すでに2009年5月以降、税務署から送付されています法人税確定申告書には「翌年以降送付不要」欄が設けられていますが、このほど、消費税確定申告書にも「翌年以降送付不要」欄を創設されることになりました。

これによって、国税庁では、相当な経費削減が図れるとしており、消費税確定申告書にも「翌年以降送付不要」欄を設けることの周知を図っています。

この「翌年以降送付不要」欄の入った消費税確定申告書は、2010年5月以降に税務署から送付する消費税確定申告書(2010年4月1日以降終了課税期間分)から設けられ、申告書用紙の送付を不要とする法人は、消費税確定申告書第27-(1)号様式右上の「一連番号」欄に、新たに設けられた「翌年以降送付不要」欄に「X」を付すことによって、2011年5月以降、税務署は申告書用紙を送付しないこととなる模様です。

今後、税務署は申告書を送付しない法人に対し、申告書用紙の送付に代えて、申告のお知らせのみが送られる予定です。



## 中小企業倒産防止共済制度の活用

今回の税制改正で、利用限度額が拡大されたものに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の所管する「中小企業倒産防止共済制度」があります。

この中小企業倒産防止共済制度は、いつ起こるかもしれない「取引先の倒産」というような不測の事態に直面した中小企業に迅速に資金を貸し出す共済制度です。

毎月20万円以内の掛金を総額が800万円になるまで積み立てることができます。また加入者は取引先が倒産した場合に、積み立て掛金総額の10倍の範囲内(最高8千万円まで)で回収困難な売掛債権等の額以内の貸し付けを受けることができます。



### 税制改正内容とこの制度のメリット

今回の改正項目は、月額掛金と積立限度額が2.5倍に膨らんだことです。

この共済掛金は全額損金(必要経費)になりますので、年間240万円の費用を数年に亘り創り出せることになりました。留意すべきは、損金(必要経費)になるこの掛金が掛け捨てでないことです。本来は積立金であり、掛け捨ての保険ではないにもかかわらず、毎月の掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人)に算入できるのです。

### 注意すべきこと

解約は自由ですが、無利息です。また掛金は40ヶ月以上積み立てれば100%戻りますが、40ヶ月以内の解約は損をします。倒産防止共済金を利用して借入した場合に、掛金の10倍まで利用しても無利息とはなっていますが、共済金の10分の1の掛金が没収となるので、全体で10%の利息となります。したがって、最長期間の5年で返済とすると年利4%に相当しますので、積立金が無利息であることを考慮すると、少し高い金利と言えますので、倒産時に活用する商品というよりは、純粋に節税商品として利用するのが最も有利な利用法といえます。

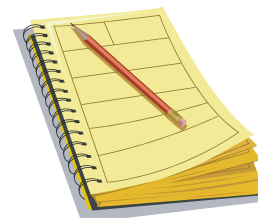
### 税制上の留意点

毎月掛金の損金(必要経費)算入は租税特別措置法に規定されていますが、損金算入に関する明細書の添付がない場合には適用しない、とされています。法人税の場合は別表十(六)が用意されていますので必ず添付が必要です。

また、積立期間40ヶ月以上経過後の任意解約による積立金の全額返還は益金(収入金額)となるので、解約のタイミングも留意事項と言えます。

詳細は、中小企業基盤整備機構のHPをご参照ください。( <http://www.smri.go.jp/kyosai/index.html> )

## 消費税のしくみを勉強してみましょう！



第4回目の今回は、ちょっと視点を変えて、納税義務者について学習してみたいと思います。

そもそも消費税は、当時日本の税収が直接税に依存しており、将来の安定した税収を確保するため直間比率の是正を目的に導入されました。

直間比率とは直接税と間接税などの比率であり、直間比率の是正とは直接税である個人所得税を減らしてウエートを引き下げ、間接税である消費税のウエートを引き上げることによってヨーロッパの主要国に近い直間比率を目指すことをいいます。直接税とは税金を負担する人と税金を納める人が同一の税金のことであり、間接税とは税金を負担する人と税金を納める人が異なる税金のことで、

前置きが長くなりましたが、上記のことをふまえて条文を確認してみましょう。

### 納税義務者 (消費税法第5条)

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。  
外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。



上記において、は国内取引について、は輸入取引について規定していますが、それぞれ対象者の呼称が異なります。

では、「事業者(=個人事業者や法人)」が納税義務を負い、では、「者(=事業者や消費者)」が納税義務を負います。

このことから、一般の消費者が個人輸入をする場合も、原則として納税義務を負うことになります。しかし、海外旅行に行ったときお土産を買って帰ってきたけど、消費税の申告や納付をしたことなんかないけどという方もいるかもしれません。

それは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の規定により、土産品などについては一定数量又は一定金額までは関税、消費税等が免除されるためなのです。

## 人材採用関連助成金のご案内

昨今の雇用環境の悪化に対して、政府はいろいろな雇用対策を行っています。その中で、新規に採用される場合に、企業側として活用が可能な助成金をピックアップしてご紹介します。

### 1. 実習型試行雇用奨励金

ハローワークが紹介する、十分な技能・経験を有しない対象労働者を実習型雇用により受け入れる事業主に対して支援されます。原則として6ヶ月間の有期雇用して求職者を受け入れ、実習・座学を通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後の正規雇用へつなげていくものです。

#### 対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象です。

- ・ハローワークの紹介により実習型雇用して雇い入れたこと
- ・事前にハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人申込をしていること
- ・受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としていること
- ・事業主の都合で解雇したことがないこと など

実習型雇用開始後2週間以内に実習型雇用実施計画書の提出が必要です。

#### 対象となる求職者

次のいずれにも該当する者が受け入れできる求職者となります。

- ・ハローワークに求職登録をした者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ・過去一定期間、当該事業主に雇われたことがない者
- ・すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者

#### 支給額

- ・実習型試行雇用奨励金、実習型雇用助成金  
実習型雇用終了後に 月額10万円
- ・正規雇用奨励金  
実習型雇用終了後に常用雇用として正規に雇い入れた場合  
正規雇用後の6ヶ月の定着後 50万円  
さらにその後の6ヶ月の定着後 50万円



### 2. 試行雇用(トライアル)雇用奨励金

ハローワークが紹介する対象労働者を、短期間(原則として3ヶ月間)試行的に雇うことにより、その間、会社と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。

トライアル雇用中に対象労働者の特性や業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、トライアル雇用終了後に本採用するかどうかを決めることができます。

#### 対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象です。

- ・職業経験、技能、知識、労働市場の状況等から判断して、安定就業の実現や雇用機会の確保のためにはトライアル雇用を経ることが必要であると認める者をハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れたこと
- ・事前にハローワークにおいてトライアル雇用として受け入れるための求人申込をしていること
- ・受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としていること
- ・事業主の都合で解雇したことがないこと など

トライアル雇用開始後2週間以内にトライアル雇用実施計画書の提出が必要です。

#### 対象となる求職者

次のいずれかの要件を満たす者のうちトライアル雇用が適当であると認める者が対象となります。

- ・中高齢者(トライアル雇用開始時に45歳以上であり、雇用保険受給資格者)
- ・若年者等(トライアル雇用開始時に40歳未満)
- ・母子家庭の母、季節労働者、障害者、日雇労働者、ホームレス など

#### 支給額

月額4万円(最大3ヶ月間)

## 経営分析で自社の経営力を見る

<「勘定の収支バランス」をつかむ> 売上債権 / 買入債務比率を分析してみましょう！

< 売上債権 / 買入債務比率とは >

流動比率は会社の資金繰り状態を大まかに見るのに対し、そのうち代金の回収と支払に直接関係する、受取勘定と支払勘定とのバランスをさらに詳細につかむ指標となります。売上が上昇傾向の時は、売上債権も買入債務も増大します。しかも、売上債権には未実現利益が含まれますので、資金需要が増えます。金づまりにならぬように管理が必要です。

手順1 売上債権(受取勘定)を出します

$$\boxed{\text{売上債権}} = \boxed{\text{売掛金}} + \boxed{\text{受取手形}} + \boxed{\text{受取手形割引高}}$$

手順2 買入債務(支払勘定)を出します

$$\boxed{\text{買入債務}} = \boxed{\text{買掛金}} + \boxed{\text{支払手形}}$$

手順3 売上債権 / 買入債務比率を出します

$$\boxed{\text{売上債権 / 買入債務比率}} = \frac{\boxed{\text{売上債権}}}{\boxed{\text{買入債務}}} \times 100$$

手順4 数字を比較して資本の利用効率を確認しましょう

建設業平均・・・185.7%	製造業平均・・・176.5%
卸売業平均・・・110.1%	小売業平均・・・85.5%
サービス業平均・・・385.9%	情報通信業平均・・・489.6%
運輸業平均・・・271.5%	不動産業平均・・・190.0%



## 4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月12日(月)
給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村へ)	納 期 限 4月15日(木)
2月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 4月30日(金)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 4月30日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 4月30日(金)
8月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申告期限 4月30日(金)
消費税の年税額が400万円超の5月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 4月30日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税(12月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 4月30日(金)
軽自動車税の納付	納 期 限 4月中で市町村の条例で定める日
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	納 期 限 4月中で市町村の条例で定める日

## 今月の名言録

### 真剣に叱られる

おたがい人間、叱られるということは、あまり気持ちのよいものではない。自分に非があったと認めていても、叱られるということはやはりいやである。だから、叱られるよりも叱られないほうを好みがちで、これは一つの人情でもある。

また叱るほうにしても、あまり気持ちのよいものではない。うれしい思いはしない。だからできれば叱らないに越したことはないわけで、これもまた一つの人情といえよう。

しかし、人情と人情とがからみ合って、ママアのウヤムヤにすぎ、叱りもしなければ叱られもしないということになったらどうなるか。神さまならいざ知らず、おたがいに人間である。

知らず知らずのうちに、ものの見方考え方が甘くなり、そこに弱さと、もろさが生まれてくることになる。

もちろん、私情にかられてのそれはいけないけれども、ものの道理について真剣に叱る、また真剣に叱られるということは人情を越えた人間としての一つの大事なつとめではあるまいか。叱られてこそ人間の真の値打ちが出てくるのである。

叱り叱られることにも、おたがいに真剣でありたい。



(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)

## 編集後記

桜の季節になりました。今年から気象庁の開花予想がなくなり、民間企業のサービスのみになったようです。

お天気の情報をお金を払ってでも欲しい人たちがたくさんいるんですね。

さて、先日ビジネス誌を読んでいたらおもしろい記事がありました。商売で成功するには「新しいこと」をするより「違うこと」をするべきだということです。私どもは仕事柄、顧問先経営者の皆様に「会社の付加価値」を高める戦略を考えましようとお話しておりますが、お金を出せば何でも手に入る成熟した社会の中で他社にない強みを獲得するのは容易なことではありません。「新しいこと」はそう簡単には発見できません。苦労して見つけてきたアイデアも一過性のものであったり、先端分野では中小企業の研究開発力と資金力では大企業に太刀打ちできません。新技術などを生み出し、競争相手が少ない市場を創出して成長を目指す、というのは大企業向きの考え方であるといえます。

中小企業に向いているのは、たとえ他人と同じ土俵でも製品の作り方や、サービスの提供方法を変えることで、そこに集うライバルとはまるで「違うこと」をすればチャンスはやってきます。そして、皆様がチャンスをつかむお手伝いができるよう、私もがんばっていきたいと思います。

(藤田 智明)



## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

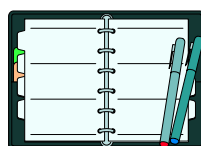
FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、  
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美



大津通  
「中京大学文化市民会館北」  
交差点からすぐです

